

東栄町起業家支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、起業による地域の活性化及び新規雇用の創出等定住環境の促進を図ることを目的として、町内における起業家に対し起業家支援補助金を交付する。

(定義)

第2条 起業とは次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
- (2) 事業を営んでいない個人等が新たに会社等を設立し、事業を開始する場合
- (3) 個人、企業及び団体が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始する場合

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、東栄町内において補助事業年度内に起業を予定している者であって、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている満20歳以上の者
- (2) 第1号に該当する個人3名以上で構成する団体
- (3) 起業に際し5年以上継続して町内に居住し事業を行う者
- (4) 起業に際し、公的金融機関から起業資金の借入れを行う者
- (5) 町税等の滞納がない者
- (6) 起業にあたって必要な許認可等を受けている者
- (7) 町長が認めた者

2 次の各号に該当する者は、補助金交付対象者から除外する。

- (1) 法人において、社名又は代表者変更で事業する者
- (2) 金融保険業、遊興飲食業及び風俗営業等を営もうとする者
- (3) 政治活動、宗教活動及びそれに類する活動を営もうとする者

(4) その他町長が適切でないと判断する事業を営もうとする者

(補助要件)

第4条 補助対象事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域課題の解決を図る事業であり、地域の活性化が見込まれるもの
- (2) 事業に実現性及び継続性があるもの
- (3) 事業の主要部分を町内で行うもの

2 補助金の額は、公的金融機関からの借り入れ金額の5分の1とし、千円未満を切り捨て、100万円を限度とする。ただし、補助対象経費が10万円以上であること。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書（様式第1号）を定める期間までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及び算出の基礎
- (5) その他町長が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (2) 補助事業の効果
- (3) 補助事業についての公的金融機関の貸付決定書
- (4) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
- (5) その他町長の定める事項

3 同条第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、町長が認めた場合に限り省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金

の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を行うため契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関する事項
- (2) 補助事業の内容変更（町長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

(決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条に規定する補助金の交付決定通知を受けた者（以下「決定通知者」という。）

は、前条の規定による通知を受ける場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、町長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、決定通知者からの補助金請求書（様式第3号）の提出を受けたとき交付するものとする。

(事業の計画変更の承認等)

第11条 決定通知者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更によ

り、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更又は条件を付することができる。

3 第8条の規定は、第1項の規定による補助事業の変更又は中止若しくは廃止をした場合についても準用する。

（補助事業の遂行）

第12条 決定通知者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく町長の処分に従い、善良な注意をもって補助事業を行わなければならない。

（関係書類の整備）

第13条 決定通知者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかななければならない。

（遂行状況の報告）

第14条 決定通知者は、事業開始後5年間は、事業の成果等を記した逐次状況報告書（様式第5号）を1年ごとに、町長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 当該年度の収支決算書
- (2) その他町長の定める事項

3 事業の報告等提出された情報を広報活動等に利用できるものとする。ただし、住所、氏名、及び連絡先などの個人情報に関わるものについては公開しない。

（是正のための措置）

第15条 町長は、補助事業の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該決定通知者に命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（決定の取消し）

第16条 町長は、決定通知者が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の

交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助の制限)

第17条 決定通知者は再度、本補助金の交付申請を行うことができない。

(補助金の返還)

第18条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第19条 決定通知者は、第16条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の額を、納付期日までに町に納付しなければならない。

2 決定通知者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年度東栄町起業家支援補助金交付申請書

年 月 日

東栄町長 様

住 所

名 称

代表者氏名



年度において、別紙のとおり事業を実施したいので東栄町起業家支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金交付申請をします。

記

1 事業名

2 申請額

円

付表

1 事業の目的

2 事業の内容

3 公的資金借入先・金額

様式第2号（第8条関係）

東 第 号
年 月 日

様

東栄町長

年度東栄町起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、東栄町補助金交付要綱第6条及び第7条の規定に基づき下記のとおり決定します。

なお、事業完了後は、同補助金交付要綱第13条に基づく関係書類を作成し、1年ごとに報告してください。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第10条関係）

年度東栄町起業家支援補助金請求書

年 月 日

東栄町長 様

住 所

名 称

代表者氏名



年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあったこの事業について、下記により交付されたく請求します。

記

事 業 名

1 補助金交付決定額 円

2 請 求 額 円

(注) 額の確定通知の写し(原本証明のこと)を添付すること。

様式第4号（第11条関係）

年度東栄町起業家支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

東栄町長 様

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、
下記のとおり計画の変更(中止・廃止)したいので、東栄町起業家支援補助金交付要綱第1
1条の規定に基づき、承認されたく申請します。

なお、その他については、補助金交付申請書記載のとおりであります。

また、補助金 円の追加交付(減額承認)を併せて申請します。

記

1 事業名

2 計画変更(中止・廃止)の理由

3 計画変更(中止)の内容

(注) 1 計画変更にあつては、変更事項ごとに補助金交付申請書の別紙の様式によって変
更に係る部分についてのみ上段にカッコ書きで変更前、下段に変更後を記載し、そ
の内容が対比できるよう作成すること。

2 中止にあつては、中止しようとする事業の内容及び中止期間等を明記すること。

様式第5号（第14条関係）

年度東栄町起業家支援補助金遂行状況報告書

年 月 日

東栄町長

様

住 所

名 称

代表者氏名



このことについて、 年 月現在の遂行状況を東栄町起業家支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 町費補助金の受領状況及び事業主体に対する補助金交付状況

補助金交付決定額	町費補助金受領額		交 付 済 額		備 考
	年・月・日	金 額（円）	年・月・日	金 額（円）	
計					

2 実施状況

2.1 収支の状況（ 年 月期） 単価：千円

	当期の計画数値	実績数値	備 考
売 上 高			
売 上 原 価			
売 上 総 利 益			
販 売 管 理 経 費			
当 期 利 益			

2.2 計画達成のために、今期主に取り組んだ事項

2.3 計画達成できなかった場合の要因及び今後の見込み（当初計画に対して概ね7割を下回る場合）